

令和4年第6回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月24日（金）午後1時30分より

2 場 所 伊達市役所第2庁舎第1会議室

3 出席委員

農業委員

1番 廣瀬 匡聡	2番 梅津 和美	3番 宮澤 豊
4番 板東 俊昭	5番 畠山 義則	6番 佐藤 和信
7番 三木 克輝	8番 水戸部 俊輝	9番 小貫 豊

農地利用最適化推進委員

佐藤 修	栗橋 誠	八木沼 保幸	松下 敬夫
馬場 旭	佐々木 園美	佐藤 正幸	大友 敏雄
広瀬 英俊			

4 欠席委員

なし

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 正人	農地係長 鈴木 洋夫	農地係主任 伊達 元成
------------	------------	-------------

令和4年第6回農業委員会総会議事

区 分	申 請 内 容	議事 番号	頁	可否 区別	摘要
報告第1号	現況証明届出専決処分について	1	1	可	
		2	1	可	
		3	1	可	
議案第1号	農地法第3条の許可申請について	1	2	可	
		2	2	可	
		3	3	可	
議案第2号	農地法第4条の許可申請について	1	4	可	
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について	3-1	5	可	
		3-2	5	可	
議案第4号	現況証明について	1	6	可	
		2	6	可	
		3	6	可	

会 長 それでは、ただ今から令和4年第6回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。
出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。
本日の案件は、報告1件、議案4件となっております。
それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

事務局 本日、推進委員の広瀬英俊委員より総会を欠席する旨の連絡がありました。
次に、前回の総会以降の会議・行事及び令和4年7月の行事予定につきましては、お手元に配布いたしました「のうい通信」のとおりでございます。
以上、諸般の報告といたします。

会 長 議事に入ります前に、会議規則第 13 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号 7 番、三木克輝委員、及び議席番号 8 番、水戸部俊輝委員の両委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局の伊達主任を指名いたします。

会 長 それでは、報告第 1 号「現況証明届出専決処分について」を報告いたします。

このことについて、次のとおり現況証明を交付しましたので報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は 3 件ございます。末永町の 2 件の申請は、市街化調整区域内の住宅街であるので専決処分としました。喜門別の申請は以前許可を出していた同じ場所の再申請によるものです。

会 長 ただ今の説明について、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の許可申請」について上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 番号 1 番と番号 2 番は■■■■さんが法人■■■■を立ち上げたことに伴う使用貸借による契約のもです。

番号 3 番の申請につきましては、農地法第 3 条第 3 項に基づく申請で、解除条件付きの賃貸借です。これは農地を適正に利用しなければ、契約を解除できるものです。

借り手の■■■■さんにつきましては、現在豊浦町で肥料等の販売等を行っている自営業の方で、当面は圃場に通いで農作業を行います。かぼちゃを作る予定で、知人と共同で農作業を行い、将来的には法人化したいとのことです。貸す側の■■■■さんにつきましても農作業をバックアップしたいとのことです。説明は以上です。

会 長 それでは、審議に入ります。番号 1 について、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

会 長 それでは、採決します。番号 1 について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号 1 については許可処分相当といたします。

会 長 次に、番号 2 について発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

会 長 それでは、採決します。番号 2 について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2については許可処分相当といたします。

会 長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。

3 番 宮澤委員

確認です。■■■■さんがバックアップするとのことで心配ないと思うが、■■■■さんのたとえば営農審査とか、現在の農機具の所有状況とか事務局のほうで確認しているか。

事務局 3条の申請書に営農計画や農機具の保有状況について記載するところがあります。リースでトラクターを借りるとのことですが、要件としてはすべてクリアしています。

3 番 宮澤委員

従事人数2名は一緒にされる方も含めてですか？

事務局 そのとおりです。

推進委員 八木沼推進委員

解除条件の中に適正な条件とあるが、売り上げの要件などはあるのか？農地が荒れなようにしているだけでいいのか、適正な条件とはなにか？

事務局 毎年、農業委員会に状況報告をしてもらうことになっています。また、全部効率利用要件や下限面積要件などの要件が契約書に含まれています。それらの要件が履行されていないのであれば適正な利用がされていないことになるので、契約が解除されます。

推進委員 八木沼推進委員

解除するの判断はだれが行うのか？売り上げが悪くても解除されるのか？

事務局 地区の農業委員さんが判断することになります。売上額は解除判断基準になりません。

8 番 水戸部委員

かぼちゃを作るとのことだが、これからやるのか？

事務局 今年からやりたいと聞いています。許可が下りればすぐに作付けしたいとのことです。

推進委員 八木沼委員

7, 8年前にある方から宅地を農地にして栗を植えたいと相談があり、農地として認めたものの、その後売り上げが悪いから農地から外してくれということがあった。解

除の判断基準を明確にしないと、営農をどう判断するのか難しいと思う。今回の件は認めてもいいけど悪い前例もあるので慎重に。

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。番号3について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号3については許可処分相当といたします。

会 長 次に、議案第2号「農地法第4条の許可申請について」を上程いたします。なお、本案件については、農地面積が30a（アール）以下の農家住宅の建築であり、北海道農業会議からの意見聴取の対象から除外できるものであることから、農業委員会総会の判断・意見をもとに、農業委員会会長の専決で許可または不許可の処分の決定を行うことといたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 ■■■■■さんは平成28年に新規就農で農業を始めました。独立して4年経ち経営も軌道に乗ったことから農地の一角に自宅を建てる計画になり、今回農地転用を申請したものです。

会 長 それでは審議に入ります。番号1について、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については、農業委員会会長専決により許可処分相当と決定いたします。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。本案件については、伊達市長から決定を求められております。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 2件とも賃貸借の計画です。内容は議案書のとおりです。

会 長 それでは審議に入ります。3-1について発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。3-1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、3-1については原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、3-2について発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。3-2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、3-2については原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、議案第4号「現況証明について」を上程いたします。本案件については、願出人から証明の発給を求められております。議案の内容について、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局 内容は記載の通りです。

会 長 それでは、番号1について地区担当委員より現況調査の結果を説明願います。

地区担当委員 (説明)

稀府地区担当の廣瀬です。願出地はかなり以前からすでに住宅地になっており、今回地目を変更するものです。

会 長 ただ今の地区担当員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会 長 次に、番号2について地区担当委員より現況調査の結果を説明願います。

地区担当委員 (説明)

中央地区担当の水戸部です。場所は北糖の踏切を越えたところで、十数年にわたり耕作をしていないようでした。ヨシやススキが繁茂し農地としては使えない状況でした。

会 長 ただ今の地区担当員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会 長 次に、番号3について地区担当委員より現況調査の結果を説明願います。

地区担当委員 (説明)

関内地区担当の板東です。願出地につきましては平成29年に小川が氾濫し、土砂が流れ込み耕作できない状況になっていました。その後、駐車場などとして使っていましたが7年前から使われておりません。

会 長 ただ今の地区担当員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は、挙手願います。
(質疑なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号3については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会 長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

会 長 これをもちまして、令和4年第6回伊達市農業委員会総会を閉会いたします。